

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年3月24日（平成29年（行情）諮問第105号）

答申日：平成29年7月20日（平成29年度（行情）答申第157号）

事件名：特定事業の実施主体である特定協会に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ（甲1）に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」の実施主体，特定市芸術文化振興協会について」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年12月19日付け総官政第159号の2により総務大臣（以下「総務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 特定市は「特定市中心市街地活性化基本計画」（以下「本件計画」という。）を策定・公開しており本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」として平成20年から平成24年の期間に特定市民音楽祭・芸術等全9事業」（以下，第2においては「当該文化事業」という。）を実施して公開された本件計画（平成25年度版）第84頁（甲1）には当該文化事業の主体者に市，市教育委員会及び振興協会の名があり，当該文化事業において振興協会も市も市教育委員会も市街地活性化事業の実施主体者として事業者として中心市街地活性化法（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年六月三日法律第九十二号）の略称。以下同じ。）6条に定められた義務を有する。

中心市街地活性化法

（事業者の責務）第六条 事業者は，第三条の基本理念に配意してその事業活動を行うとともに，国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

- (2) 特定県知事は特定市より本件計画を通知されていてその内容は本件計

画（平成25年度版）第84頁（甲1）のとおりであると公開決定している。特定市は特定県知事への報告義務を果たしておりその点に瑕疵は無い。

(3) 特定市が振興協会会長Aと市教育委員会とで一体に推進した当該文化事業は事業の実施前と実施後のまちの変化における事業の効果について国への報告義務があり、公正に適法に事業を行う責務の存在は、通常の文化事業とは異なり当該文化事業の目標の1は中心市街地の賑わいの促進にあった。

(4) 総務省は中心市街地活性化法を所管する。

本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」である「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」は、国の総務省の所管事務であり、法に照らし、公開された情報に照らし、国の善意管理注意義務において、総務大臣は掌理している。

(5) 括語 以上により決定には瑕疵があるとみなすので、審査を請求し補正を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成28年11月18日付けで、総務大臣（処分庁）宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、同年12月19日付けで、当該行政文書を作成・保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を取り消し、請求文書を特定して開示を求めるとして、平成28年12月27日付けで処分庁に対し行われたものである。

2 本件審査請求の理由について

上記第2の2に同じ。

3 本件開示請求及び原処分について

(1) 請求文書

開示請求書によると、審査請求人が開示を求めている文書は、「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ（甲1）に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」の実施主体、特定市芸術文化振興協会について」である。

(2) 原処分について

審査請求人は、特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業の実施主体である特定市芸術文化振興協会（以下「本件協会」という。）に関する行政文書の開示を求めていると解されるが、本件協会について処分庁は関与していない。

原処分を行うにあたり、特定市のWebサイトから特定市芸術文化振興協会会則を確認したところ、「本会は、特定市に関わりを持ち、芸術

文化活動をしている個人及び団体で構成し、市民芸術文化事業の振興と会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする」(会則2条)、「本会の事務局は、特定市特定部特定課特定係に置く」(同5条8項)とされており、これら会則からも、本件協会に対する処分庁の関与を認めることはできない。

このため処分庁は、該当する行政文書を作成・保有していないとする原処分を行ったものである。

4 原処分の妥当性について

3(2)で述べたとおり、処分庁は本件協会について関与しておらず、該当する行政文書は作成・保有していない。

審査請求人は、「本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」である「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」は、国の総務省の所管事務であり、法に照らし、公開された情報に照らし、国の善意管理注意義務において、総務大臣は掌理している」等とも主張しているが、「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」が総務省の所管事務であるという事実も無い。

審査請求人からは、処分庁が請求文書を保有していることについて具体的な根拠が示されておらず、審査請求人のその他の主張を考慮しても、処分庁が請求文書を保有しているとは認められない。

5 結論

以上のとおり、行政文書を作成・保有していないとして不開示とした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月24日 | 審議 |
| ④ 同年5月15日 | 審議 |
| ⑤ 同月29日 | 審議 |
| ⑥ 同年6月26日 | 審議 |
| ⑦ 同年7月10日 | 審議 |
| ⑧ 同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ(甲1)に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」(以下「本件事業」という。)の実施主体、特定市芸術文化振興協会(本件協会)について(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を作成・保有していないとして不開示とする原

処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとした理由について、処分庁は本件協会に關与しておらず、また、本件事業が総務省の所管事務であるという事実もないから、処分庁は本件対象文書を作成・保有していない旨説明するところ、当審査会において特定市芸術文化振興協会会則を確認した結果等に照らしても、処分庁は本件協会に關与していない旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見当たらない。
- (2) そこで更に検討すると、中心市街地活性化法9条1項は、「市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。」と規定し、そして、同条10項は、「内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（中略）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。」と規定し、さらに、同条12項は、「内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（中略）の同意を得なければならない。」と規定しているので、中心市街地活性化法の所管府省につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、同法は内閣官房、総務省、経済産業省及び国土交通省が共管しているとのことであった。
- (3) そうすると、内閣総理大臣が、中心市街地活性化法9条10項に基づいて、本件事業を含む本件計画の認定の申請に対する認定をするに当たり、総務大臣が同条12項に基づく同意を行う過程で、総務省が本件協会に關する文書を取得等している可能性もあると考えられることから、総務省においてこうした文書を取得等していないかどうかにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
 - ア 中心市街地活性化法に基づく総務大臣の同意に当たっては、内閣府から総務省所管に關する部分のデータが参考回付されており、当該データを基に、総務省において同意の可否を確認することとしている。
 - イ 特定市中心市街地活性化基本計画の認定において、総務省が、総務大臣の同意に当たり作成した文書としては、決裁伺い書及び附属文書

がある。

- (4) そこで、当審査会において、諮問庁に対し、上記(3)イの決裁伺い書及び附属文書の写しの提示を求め、その内容を確認したところ、当該文書中には、本件事業の実施主体とされる本件協会に関する記述は確認できなかった。
- (5) そして、以上の外、総務省において、本件対象文書に該当する文書を取得し、又は作成・保有していると認めるに足りる事情はなく、また、念のため、上記(3)の関係で、総務省が取得し、又は作成・保有している文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、総務省の関係部署の執務室の書庫及びパソコンの共有ドライブ内を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。
- (6) 以上のとおり、総務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史